

トラックから鉄道貨物へのモーダルシフトを補助します！



～令和8年度山形県モーダルシフト促進事業費補助金のお知らせ～

深刻な人材不足に加え、ドライバーの時間外労働時間が短くなることで物流の停滞が懸念される、いわゆる2024年問題に直面している運送事業者において、特に長距離輸送が困難になっていることから、トラックによる輸送から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトに対して補助します。

補助対象者

荷主からコンテナ貨物輸送を受託した第二種貨物利用運送事業者であって、山形県内に本社又は営業所を有する事業者

補助対象事業

県内の貨物駅(山形オフレールステーション及び酒田港駅)を発地とする貨物鉄道輸送であって、補助対象事業者が開拓する荷主の貨物が次のいずれかに該当する事業

- ①令和7年度に鉄道貨物の利用実績のない荷主の貨物(新規貨物)
- ②令和7年度に鉄道貨物の利用実績のある荷主の貨物で、品目又は納付先が過去の利用実績にはない新しいものであるもの(拡大貨物) ※海上輸送からのモーダルシフトは対象外

補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に発送された補助対象事業の輸送費

補助金の額・上限額

	補助金の単価(コンテナ1個当たり)		同一の開拓荷主に対する補助金の上限額
新規貨物	12フィート	12,000円	
	20フィート	20,000円	
拡大貨物	12フィート	8,000円	
	20フィート	12,000円	

受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月5日(金)

(①の受付開始)

(③の提出期限)

交付までの流れ

①補助金認定申請書の提出(補助対象事業開始前)

補助金の認定通知

②補助対象貨物の輸送・輸送費の支払い

③補助金交付申請書の提出
(事業完了後30日を経過する日又は
令和9年3月5日のいずれか早い日)

補助金の交付決定及び額の確定の通知

指定した口座への入金

※①の認定申請及び認定通知後に以下の変更がある場合は、認定変更承認申請が必要です。

- ・認定事業者の名称、所在地の変更
- ・開拓荷主の名称、所在地の変更
- ・補助金交付申請予定額の変更(増額又は20%を超える減額が見込まれる場合)

申請書類・交付要綱等のダウンロード先

<https://www.pref.yamagata.jp/020057/kurashi/kendo/kotsuseisaku/modalshift.html>

または「山形県 鉄道 モーダルシフト」で検索



Q 山形県内鉄道駅を発地とする荷物以外にも、着地とする貨物は対象となりますか。

A 山形県内鉄道駅を着地とする貨物は本助成金の対象となりません。

Q 補助対象の貨物の輸送であれば、短距離でも対象となりますか。また、輸送した距離で補助の内容は変わりますか。

A 補助対象事業に当てはまる限り、輸送距離が長距離であっても、近距離であっても対象となります。また、輸送距離にかかわらず、対象貨物のコンテナ1個当たりの補助単価等の補助の内容は変わりません。

Q 令和6年度に鉄道貨物の利用実績のある荷主ですが、令和7年度には鉄道貨物の利用実績がありませんでした。この場合、補助対象事業の「新規貨物」に該当しますか。

A 令和7年度に鉄道貨物の利用実績がないため、令和6年度以前に利用実績があったとしても「新規貨物」に該当します。

Q 複数の荷主を開拓した場合の上限額はどのようになりますか。

A 補助金の上限額は、1開拓荷主ごとに50万円となるため、例えばA運送事業者が、b荷主、c荷主、d荷主、3荷主分の申請をしようとする場合、A運送事業者として最大で150万円分の申請が可能です。

Q 交付申請の添付書類のうち、利用実績及び支出の事実を確認できる書類等として、鉄道運送状が挙げられていますが、社内独自の帳票で利用実績を管理しています。添付書類として、必ず鉄道運送状を付ける必要があるのでしょうか。

A 利用実績がわかる書類等であれば、鉄道運送状でなくとも構いません。補助対象外の貨物も一括で利用記録として表示されるなどの事情があれば、補助対象の貨物をマーキングして提出いただくなど、申請書との突合が可能な状態としてください。

【申請書等提出先・問合せ先】
山形県みらい企画創造部地域交通政策課
地域交通・物流対策担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL: 023-630-2827
FAX: 023-630-2582
Mail: ychiikikotsu★pref.yamagata.jp
メールを送信する際は★を@に変えてお送りください。